

インドにおける
特許訴訟

国際知財司法
シンポジウム2019
(JSIP 2019)

裁判所

最高
裁判所

高等
裁判所 (25)

地方裁判所
(600以上)

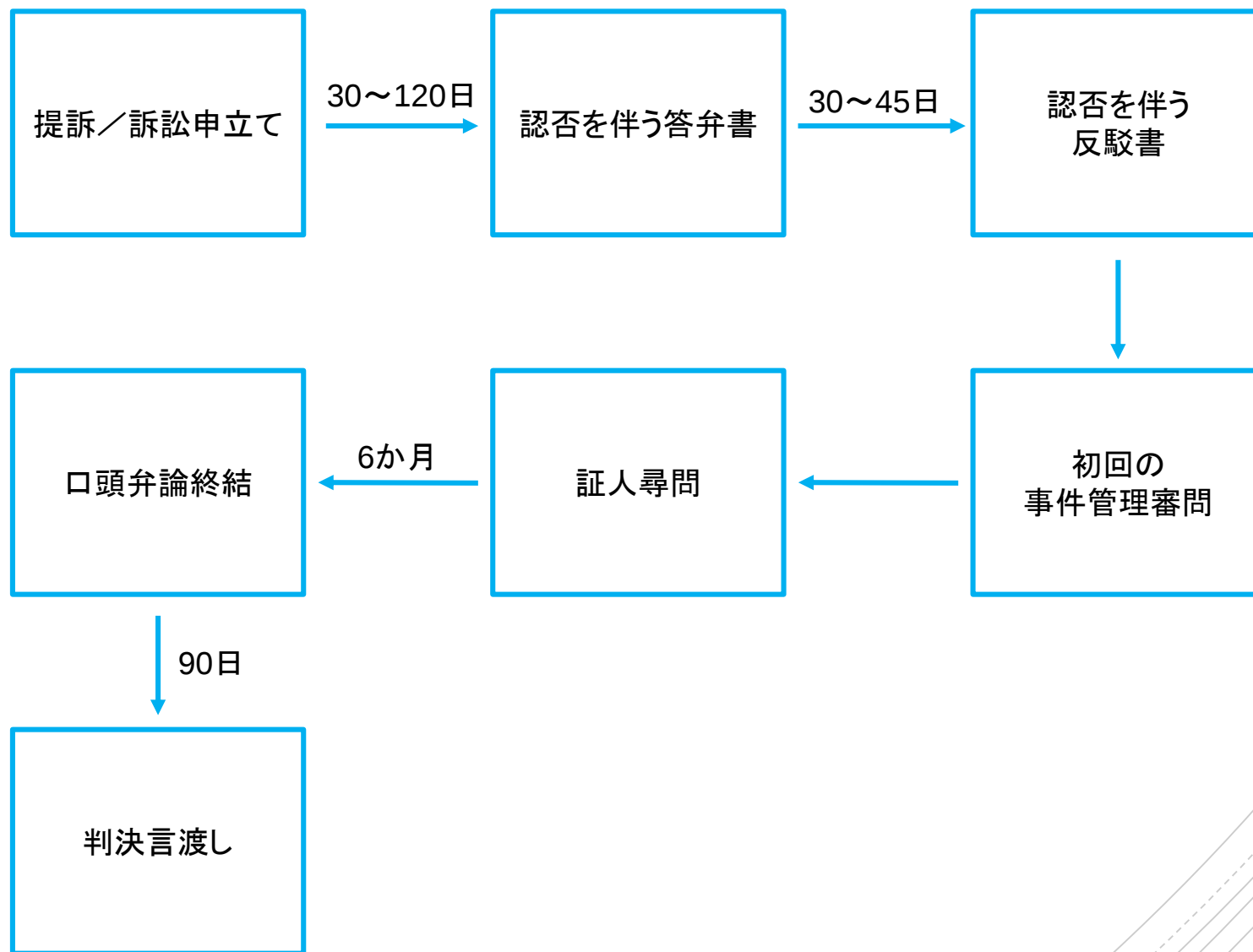
裁判所

- 第一審管轄権を有する高等裁判所 – デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ及びヒマーチャル・プラデシュ。
- 1970年インド特許法104条が管轄権を定めている。
- 管轄権 – 領域的なものと金銭上のもの。
- 反訴 – 高等裁判所に移管される。

商事裁判所法

- 訴額が4000米ドルを超える全ての知財事件は商事紛争とされる。
- 商事裁判所法の重要点:
 - 厳格な期限(法廷審理までの時間短縮)
 - 費用の支払い
 - 効率化されたプロセス
 - 事件管理のため意見聴取の導入
 - 略式判決

**商事裁判所法:
厳格な期限**



特許無効 の手續

- 侵害訴訟の被告は、反訴を提起することによって特許の有効性を争うことができる。
- 反訴が提起されなかった場合、全ての無効理由は侵害訴訟における抗弁ともなる(107条)。
- エナーコン事件に従い、侵害訴訟提起に先立って無効について争われた場合には、知的財産審判委員会(IPAB)が裁決する。

訴訟における 重要段階

- 訴答と書類提出の完了
 - 全ての書類と共に訴状を提出
 - 全ての書類と共に被告が答弁書を提出
 - 原告による反論
- 証拠書類及び証拠物の閲覧、証拠開示、認否

初回 事件管理審問

- 代理人による簡略弁論
- 争点は裁判所により整理される
- 104A条 – 特許事件における挙証責任
- 法廷審理日程が設定される
 - 地域検査官の任命
 - 証人リストの提出
 - 宣誓供述書による証拠の提出
 - 地域検査官の同席のもとで証言及び反対尋問を毎日記録
 - 2018年デリー高等裁判所(第一審)規則は、秘密保護クラブ(英国と同様の制度)及びホットタブ形式(専門家の同時証言形式)を認めている。
 - 特許法115条に従って裁判所は、裁判所を援助するものとして独立した鑑定人を任命できる。
- 最終弁論

侵害訴訟で 整理される 争点

- 特許侵害訴訟で典型的に整理される争点：
 - 裁判所が係争点を判断する管轄権があるか（原告の立証責任）；
 - 原告が係争特許の登録所有者であるか（原告の立証責任）；
 - 被告は係争特許を侵害しているか（原告の立証責任／方法の特許が対象である場合は被告に）；
 - 原告は被告による係争特許の侵害を止めるため、差止命令を求めることができるか（原告の立証責任）；
 - 原告は損害賠償を受けることができるか（原告の立証責任）；
 - 係争特許が性質上無効であり取り消されるべきか（被告がこの根拠を防御の一部として持ち出した場合は、被告の立証責任）；

立証責任： 侵害

- 1970年特許法104A条
- 対象特許は製品を製造する方法
- 被告の製品と原告の製品とが同一
- 裁判所は、被告に対し、使われた方法が異なることを立証するよう命令することができる
- 特許権者は、妥当な努力をしても、使用された方法を限定することができない
- 特許権者が製品が同一であることを立証することを前提に
- 裁判所は製造上あるいは商業上の秘密を開示することを要求しない

損害/ 勘定の清算

- 108条 – 救済
- 損害の立証責任は原告にある。
- 通常は製品の販売額の一定パーセンテージ。
- 製薬やSEPの事件では、紛争は数百万ドルもの金額で和解している。
- 実費の支払が認められている。
- 特許法 111条
- 特許法 11(A) (7)条

模擬裁判 の状況

- 訴答が完了した。
- 両当事者は書証について認否を行った。
- 初回の事件管理審問（場面1）
- 原告が専門家証人の宣誓供述書による証拠提出をするよう指示される。
- 原告側証人の反対尋問（場面2）
- 両当事者による最終弁論（場面3）
- 判決の言渡し（場面4）



終了